

事業者情報入力欄			
事業者名		代表者名	
郵便番号		住所	
TEL		FAX	
メール		HP	
担当者名		登録区分	

提供返礼品一覧											
通番	商品名	商品内容	商品説明	地場産品基準	返礼品価格 (梱包代含む) 【税込】	寄附金額	市負担額 + 実費送料	回答欄A ※次シートの一覧表を参考に 記入してください	回答欄B ※	回答欄C ※	備考
例	近江牛すき焼きセット	すき焼き用ロース肉 800g 特製わりした付き	滋賀県で飼育された近江牛を～	セット	6,300	21,000	6300+実費送料	【8号ハ】認定地域資源名:近江牛 【3号】わりしたについては、区域外から仕入れた醤油、みりん等を使用し、区域内で調理の全工程を行っているもの	【3号】なし	【3号】約100%	
例	ハンドメイド椅子オーソ	一人用椅子(高さ〇〇cm,幅 △△cm、□□kg)	主に建築廃材を使用し、自社の工 房で手作りの椅子です。ひじ掛け 付きでとてもリラックスできますよ。	3	69,900	233,000	69900+実費送料	区域外から仕入れた木材を使用し、 大津市内の工房で企画、木材の加 工、組立、塗装を行い、自社製品として 販売しているもの	なし	約100%	
1							+実費送料				
2							+実費送料				
3							+実費送料				
4							+実費送料				
5							+実費送料				
6							+実費送料				
7							+実費送料				
8							+実費送料				
9							+実費送料				
10							+実費送料				

◆地場産品類型

	平成31年総務省告示第179号第5条に掲げる地場産品基準
1号	当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
2号	当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3号	当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
3号イ(熟成肉)	地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したものであること。
3号イ(精米)	地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したものであること。
3号ロ(企画立案)	当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたものであること。
4号	返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
5号	地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
7号	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの(宿泊(飲食を伴うものを含む。))の提供に係る役務を除く。)であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
7号の2(宿泊)	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの(フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。)における宿泊の提供に係る役務であること。
7号の3イ(五万以下(宿泊))	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
7号の3ロ(該当地域(宿泊))	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの
7号の4(電気)	当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
8号イ	市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
8号ロ	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
8号ハ	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
9号	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。
99号	前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。(告示第5条柱書き)(例:〇〇pay商品券、△△Pay)
セット	前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。 ※地場産品に地場産品以外を附帯させるものについては本類型ではなく6号として整理すること。

◆該当類型ごとの記載内容一覧表

	回答欄A	回答欄B	回答欄C
1号	区域内で行われている生産の内容(栽培、繁殖、肥育、養殖、水揚げ等)(加工品は2号または3号で記述すること)	—	—
2号	当該返礼品の主な原材料のうち、区域内で生産された原材料名	当該返礼品の主な原材料のうち、区域外で生産された原材料名	返礼品等の重量や付加価値のうち区域内で生産された原材料(回答欄A)によるものの割合(当該割合が全体の半分以上を一定程度以上上回るという理由を説明すること)
3号	区域内で行われている工程(加工・製造)の詳細 ※実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例単なる切断や組み立て、梱包、混合などは相応の付加価値が生じていると判断できません。	区域外で行われている工程の詳細	返礼品等の付加価値のうち区域内で行われている工程(回答欄A)によるものの割合(当該割合が全体の半分以上を一定程度以上上回るという理由を説明すること)
3号イ(熟成肉)	肉が生産(飼養)された都道府県名	区域内で行われている熟成工程の詳細	返礼品等の付加価値のうち区域内で行われている熟成工程(回答欄B)によるものの割合(当該割合が全体の半分以上を一定程度以上上回るという理由を説明すること)
3号イ(精米)	米が生産(栽培)された都道府県名	区域内で行われている精米工程の詳細	返礼品等の付加価値のうち区域内で行われている精米工程(回答欄B)によるものの割合(当該割合が全体の半分以上を一定程度以上上回るという理由を説明すること)
3号ロ(企画立案)	区域内で行われている工程(企画立案等)の詳細	区域外(製造地など)で行われている工程の詳細	区域内で行われている企画立案の工程(回答欄A)で当該製品の価値の過半が生じている旨(事業者からの証明をPDFで提出)
4号	区域内で行われている生産の内容(栽培、繁殖、肥育、養殖、水揚げ等)	流通構造上、混在が避けられない理由	混在する可能性のある地方団体名
5号	当該地方団体の広報のために作成されたオリジナルグッズ等である旨	当該地方団体独自の返礼品であることが明白な理由	返礼品の形状、名称その他の特徴が把握でき、回答欄Bの明白性が判る資料のURL(添付PDF等可)
6号	地場産品について、基準の該当号及びその該当理由	地場産品と地場産品以外のものの附帯関係	調達費用のうち地場産品に係る費用 調達費用のうち附帯品に係る費用 地場産品の割合(要7割以上)
7号	役務が提供される施設名等(区域外での役務の提供が含まれる場合)提供される所在地	役務の内容 ※区域内で提供されていても全国各地で同様の役務が提供されているなど、地域との関連性が希薄なものは7号役務に該当しません。	役務の内容が当該地方団体と相当程度関連性があるといえる理由(役務が区域外に跨る場合、その理由を含む)
7号の2(宿泊)	役務が提供される施設名・所在地	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体が属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営する旨	フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体が属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものではない旨
7号の3イ(五万以下(宿泊))	役務が提供される施設名・所在地	1人1泊あたりの調達費用の額	—
7号の3ロ(該当地域(宿泊))	役務が提供される施設名・所在地	特定非常災害発生日 災害救助法が適用されたことが判る旨	—
7号の4(電気)	区域内で発電された電気であることが判る旨	地域のエネルギー源の種類(太陽光、バイオマス、地熱等)	当該電気の提供事業者名 返礼品として提供する電気の総量が当該電気に係る区域内の発電量の範囲内となっている旨
8号イ	当該返礼品を共通して提供する市区町村名全て	当該返礼品が該当する地場産品基準の類型(1～7号の4)及び当該類型で回答することとなっている内容すべて	共通の返礼品を提供するにあたって各団体の同意を得ている旨
8号ロ	当該返礼品を共通して提供する都道府県名および市区町村名全て	当該返礼品が該当する地場産品基準の類型(1～7号の4)及び当該類型で回答することとなっている内容すべて	共通の返礼品を提供するにあたって各団体の同意を得ている旨
8号ハ	認定地域資源名	—	—
9号	災害の名称及び発生時期	災害により提供ができなくなった返礼品の概要(品目名、当該返礼品が被災前に該当していた地場産品基準の類型及び該当理由)	代替品の詳細(品目名、生産地等) 代替品といえる理由
99号	交換できるものの概要	地場産品以外のものと交換されないことの担保方法	民間事業者が提供するふるさと納税用のプラットフォームサービスを経由して返礼品等を提供するもの(例:〇〇pay商品券、△△Pay)である場合は、当該事業者名及び当該サービス名
セット	セット返礼品の内容や該当する類型 ※下記および別紙の記載要領を参照	回答欄Aに記載した返礼品に該当する類型及び当該類型で回答することとなっている上記の工程等を回答欄にすべて記載。	回答欄Aに記載した返礼品に該当する類型及び当該類型で回答することとなっている上記の工程等を回答欄にすべて記載。